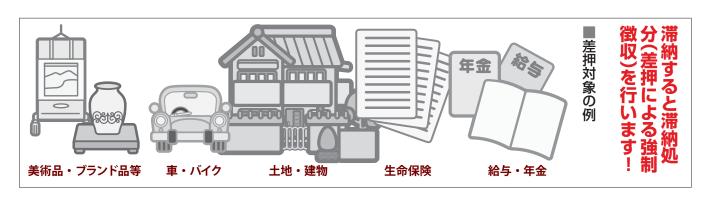
# STOPATIFIED NOT THE STATE OF T

# 市町村税徴収強化月間 2013 夏

## 納税は社会の基本的ルールです!

■納税相談・問い合わせ先 税務課 収納グループ ☎(40)5554



20日以内 納付がない場合 売(売却)(国税徴収法第8条等)により現金化します。差押えた債権の取立(国税徴収法第67条)や差押えた財産の公 滞納税がある限り、 質問・検査や家宅等の捜索を行います。金融機関、勤務先、取引先等に対する 文書等で自主納付を促すものです。 ※督促手数料100円がつきます。 (催告をせずに差押を行う場合もあります。) (地方税法第329条等) 債権の取立・公売等による換価 滞 10日経過しても納付がない場合 督促状を発した日から 財 納 納 継続して滞納処分を行います 差 促 産 催 税 状 期 に 調 押 送 充 限 付 査

※納期限を過ぎて納付するときは、納期限までに納付された方との公平性を図るため延滞金が加算されます。

### こんな時には、まず相談を!

災害、盗難、事業の廃止、病気等、**やむを得ない事情**により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。 状況をお聞きしたうえで徴収の猶予や分割納付をすることができる場合があります。**滞納になる前に税務課に納税** 相談をしてください。

### 【 注意 】

納税ができない理由や原因が「**住宅ローン**(個人資産の形成)」「**不相応・高額な物品等の購入によるローン**」「**収入に見合わない生活の維持・浪費**」「ギャンブル」等の場合は「やむを得ない事情」にはなりません。

収支の見直しや返済先への期間延長等の申し出、債務整理など、**市に相談する前にあなた自身ができることがある**はずです!